

アーツカウンシル東京 令和 5(2023)年度の助成プログラムのご案内

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京では、東京の芸術文化の魅力を向上させ、世界に発信していく創造活動や、地域の文化や伝統芸能の振興、社会や都市のさまざまな課題に取り組む芸術活動を支援しています。

このたび、下記 3 つの助成プログラムの公募ガイドラインを公開しました。申請受付期間は助成プログラムにより異なります。

- 令和 5(2023)年度 東京芸術文化創造発信助成
カテゴリーⅠ 単年助成 第 1 期
カテゴリーⅡ 長期助成
カテゴリーⅢ 芸術創造環境の向上に資する事業【長期助成】【単年助成 第 1 期】
※本年度より、従来の助成に加えて「サポート費」の申請ができるようになりました。
- 令和 5(2023)年度 第 1 期 芸術文化による社会支援助成
- 令和 5(2023)年度 伝統芸能体験活動助成

また、「令和 5(2023)年度 第 1 回スタートアップ助成」の公募ガイドラインは、2023 年 3 月 1 日(水)に公開予定です。スタートアップ助成は、令和 5(2023)年度 第 1 回の公募から、申請方法がオンラインに変わります。

その他の助成プログラムにつきましては、詳細が決まり次第、アーツカウンシル東京のウェブサイトにてお知らせいたします。

令和 5(2023)年度 東京芸術文化創造発信助成

「東京芸術文化創造発信助成」は、東京の都市としての魅力の向上に寄与する多様な創造活動とその担い手を支援するため、東京を拠点とする芸術家及び芸術団体等に対して活動経費の一部を助成します。

令和 5(2023)年度 第 1 期 東京芸術文化創造発信助成 カテゴリーⅠ 単年助成

申請受付期間は 2023 年 1 月 27 日(金)～3 月 7 日(火) 消印有効です。

「カテゴリーⅠ 単年助成」では、東京都内において実施される公演・展示・アートプロジェクト等の創造活動や、東京都内又は海外で実施される国際的な芸術交流活動をサポートします。

■対象となる事業の実施期間

2023 年 7 月 1 日以降に開始し、2024 年 6 月 30 日までに終了する事業

■対象となる分野及び活動内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体等又は東京都内に居住する個人が主催する(※)下記の事業
※海外における事業で、申請者が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

- (1)対象となる分野:音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)
- (2)対象となる事業内容:次のア又はイのいずれかに該当する事業で、かつ公開を伴うものであること

ア 都内での芸術創造活動

都内で実施する公演・展示・アートプロジェクトその他の創造活動

※さまざまな芸術活動を組み合わせた事業(フェスティバル等)も対象となります。

イ 国際的な芸術交流活動

海外公演・展示、国際コラボレーション、国際フェスティバル、招聘公演・展示等

※都内だけで実施する「国際的な芸術交流活動」の場合、海外の芸術団体及び芸術家等が事業の主たる役割を担っていること

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	申請上限額	
			団体	個人
ア 都内での芸術創造活動	都内	助成対象経費の 1/2 以内	200 万円	50 万円
イ 国際的な芸術交流活動	都内又は海外		400 万円	

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■サポート費

上記の助成金額とは別に、サポート費を申請することができます。

A:鑑賞サポート費(上限 20 万円)

B:創作環境サポート費(上限 10 万円)

※申請の際に、サポート費を希望するか、あるいは希望しないかを選択してください。A と B の両方のサポート費を申請することも可能です。

■審査基準(助成方針)

審査においては、実現性に加え、革新性・独創性、影響力・波及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能分野での申請のみ該当)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟・トップ期(ベテラン)など、芸術家や芸術団体の各ステージに則した助成方針を定めています。

令和 5(2023)年度 東京芸術文化創造発信助成 カテゴリーⅡ 長期助成

申請受付期間は 2023 年 1 月 27 日(金)～2 月 28 日(火) 消印有効です。

「カテゴリーⅡ 長期助成」では、発表活動だけでなく、作品制作のプロセスを含めて支援することで創造活動を促進すると共に、芸術団体のステップアップの後押しを目的に、最長 3 年間の支援を行います。

■対象となる事業の実施期間

2023 年 7 月 1 日以降に開始し、2025 年 6 月 30 日までに終了する事業(2 年間)

又は

2023 年 7 月 1 日以降に開始し、2026 年 6 月 30 日までに終了する事業(3 年間)

■対象となる分野及び活動内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体等が東京都内又は海外で主催する(※)下記の事業

※海外における事業で、申請者が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

(1)対象となる分野:音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)

(2)対象となる事業内容:

目標を達成するために 2 年又は 3 年の継続的・段階的な取り組みを必要とする芸術活動で、次のアからウのいずれかに該当するもの、かつ公開を伴うものであること

●創作活動を主とするもの(クリエイション型)

ア 公演・展示とそれに伴うさまざまな互いに関連し合う活動(※)から成り立ち長期的な目標を達成するひとつの総合的な事業

※リサーチ、ワークショップ、レクチャー、会議、滞在制作、翻訳、リーディング、アーカイブ等、創造活動の準備段階に関わるものや、公演・展示とは異なる形式による成果発表等を指します。

イ 東京を代表する国際的な芸術団体へとステップアップする意欲を持ち、創作活動等を通じて段階的に目標に近づいていく事業

●企画制作活動を主とするもの(クリエイティブ・プラットフォーム型)

ウ 企画制作機能を持つ芸術団体や劇場、ホール、アートスペース等が、独自の芸術的視点に基づきプログラムの企画構成及び制作を行い、波及力・発信力のある方法で公開・発表活動を行う事業(特に、若手・中堅の企画制作者やプロデューサーに活躍の場を与えるもの)

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	助成期間を通じての申請上限額	
			2年間	3年間
<ul style="list-style-type: none"> ●創作活動を主とするもの ●企画制作活動を主とするもの 	都内又は海外	助成対象経費の1/2以内	800万円	1,200万円

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■サポート費

上記の助成金額とは別に、サポート費を申請することができます。

A:鑑賞サポート費(上限20万円)

B:創作環境サポート費(上限10万円)

※申請の際に、サポート費を希望するか、あるいは希望しないかを選択してください。AとBの両方のサポート費を申請することも可能です。

■審査基準(助成方針)

審査においては、計画性(実現性及び継続的発展性)に加え、革新性・独創性、影響力・波及力、国際性、将来性・適時性、継承性(伝統芸能分野での申請のみ該当)の観点を重視します。また、活動基盤形成期(若手)、活動拡大・発展期(中堅)、活動成熟・トップ期(ベテラン)など、申請者の各ステージに則した助成方針を定めています。

令和5(2023)年度 東京芸術文化創造発信助成 カテゴリーⅢ 芸術創造環境の向上に資する事業【長期助成】【単年助成 第1期】

申請受付期間は2023年1月27日(金)～2月28日(火) 消印有効です。

「カテゴリーⅢ 芸術創造環境の向上に資する事業」では、芸術創造環境の課題に取り組む、分野全体を広く見渡した活動に対して、最長3年間の支援を行います。

※【単年助成】又は【長期助成(2年間又は3年間)】を選択できます。両方に申請することも可能です。

■対象となる事業の実施期間

【長期助成:2年間又は3年間】

2023年7月1日以降に開始し、2025年6月30日までに終了する事業(2年間)

又は

2023年7月1日以降に開始し、2026年6月30日までに終了する事業(3年間)

【単年助成:1年間】

2023年7月1日以降に開始し、2024年6月30日までに終了する事業

■対象となる分野及び活動内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体等が東京都内又は海外で主催する事業

(1)対象となる分野:音楽、演劇、舞踊、美術・映像、伝統芸能、複合(核となる分野を特定できない芸術活動)

(2)対象となる事業内容:

東京における芸術創造環境の現状と課題を捉え、課題解決に実践的に取り組むことにより、アーティストをはじめとするさまざまな創造活動の担い手の創造環境向上に資する事業

(例)アーティストや芸術分野における専門職の人材育成事業、人材や情報の交流事業、アーカイブ活動(公開を伴い、芸術創造活動に資するもの)、芸術の普及に寄与する手法を開発する事業等

■助成金額(補助率と申請上限額)

事業内容	実施場所	補助率	助成期間を通じての申請上限額		
			1年間	2年間	3年間
長期助成 (2年間又は3年間)	都内又は海外	助成対象経費の2/3以内	/	400万円	600万円
単年助成(1年間)			100万円	/	/

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■サポート費

上記の助成金額とは別に、サポート費を申請することができます。

A:鑑賞サポート費(上限 20 万円)

B:創作環境サポート費(上限 10 万円)

※申請の際に、サポート費を希望するか、あるいは希望しないかを選択してください。AとBの両方のサポート費を申請することも可能です。

■審査基準(助成方針)

審査においては、計画性(実現性及び継続的発展性)に加え、芸術創造環境の課題を的確かつ適時に捉えているか、新たな発想で課題の解決に実践的に取り組んでいるか、提案している手法や仕組みが他の団体や事業にも波及し応用可能であるかの観点を重視します。

令和 5(2023)年度 第 1 期 芸術文化による社会支援助成

申請受付期間は 2023 年 1 月 27 日 (金) ~ 3 月 7 日 (火) 消印有効です。

「芸術文化による社会支援助成」では、さまざまな社会環境にある人が共に参加し、個性を尊重し合いながら創造性を発揮することのできる芸術活動や、芸術文化の特性を活かし社会や都市のさまざまな課題に取り組む活動を支援します。

※今回の申請事業を含む 2 年間又は 3 年間の計画を有し、成果を期待できる事業には、最長 3 年間まで優先的に支援する方針を設けています。

■対象となる事業の実施期間

2023 年 7 月 1 日以降に開始し、2024 年 6 月 30 日までに終了する事業

■対象となる事業の実施場所

東京都内又は海外

■対象となる事業内容

東京都内を活動拠点とする芸術団体や中間支援団体、福祉団体、NPO 等が主催する(※)下記の事業

※海外における事業で、申請団体が主催者でない場合は、現地の主催者から招聘を受けている事業であること

(1) 対象となる活動(次のいずれかに該当する事業)

ア 社会的な環境により芸術の体験や参加の機会を制限されている人が、鑑賞・創作等の芸術体験を行い、創造性を発揮したり想像力を豊かにしたりすることができる活動

イ 申請団体自らの問題意識に基づいて社会課題(※)を設定し、様々な人や組織と連携・協働を行いながら課題解決に取り組む芸術活動

※特定の芸術分野や産業等の課題に留まらず、広く社会全体で共有しうる課題であること

(2) 対象となる実施形態(次のいずれかに該当する事業)

ア 芸術創造活動(公演、展示、ワークショップ等) ※芸術の分野は問いません。

イ 環境整備活動(人材育成、調査研究、技術開発、アーカイブ作成等) ※成果の公開を伴うこと

(例)

・障害の有無、年齢、国籍、性差等に関わらず、多様な人が参加し芸術作品等を共同創作する仕組みをつくる活動 [参加者相互の関係性や価値観に変化をもたらし、多様性に基づく芸術活動の価値を社会に発信する。]

・日本に在住する外国人が地域の人と出会い、芸術文化を通じて互いの理解を深める活動 [言語や文化的背景の違いから生じる問題に働きかけ、豊かで暮らしやすい地域コミュニティを形成する。]

・さまざまな理由で芸術への参加機会を制限されてきた人が、技術の開発や新たな手法によって、分け隔てなく芸術の鑑賞や体験をできるようにする活動。また、それを支えたりつないだりする人を育成する活動

■助成金額(補助率と申請上限額)

助成対象経費の合計額の 3 分の 2 以内で、かつ 200 万円を上限額とします。

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査基準(審査の視点)

審査においては、計画性(事業目的、実施内容・実施方法の適合性、実現性)、先駆性・独創性、効果の広がり、継続的発展性の視点を重視します。

令和 5(2023) 年度 伝統芸能体験活動助成

申請受付期間は 2023 年 3 月 1 日（水）～5 月 8 日（月）消印有効です。

「伝統芸能体験活動助成」では、伝統芸能のさまざまな種目について、初めての人でも入り易く、かつ継続的に自ら実技体験ができる事業を助成します。伝統芸能の面白さを体感する機会を提供し、日常的にお稽古に通う人の拡充へとつなげることで、伝統芸能の振興を図ることを目的とします。

■申請者の資格

東京都内に本部事務所や本店所在地が存在する団体（劇場、音楽堂、芸術団体、NPO、実行委員会等）
※公共劇場、公共ホール等を運営する財団法人や民間企業等は、事業の主催者・共催者である場合は申請可

■対象となる事業の実施期間

2023 年 9 月 1 日以降に開始し、2024 年 8 月 31 日までに終了する事業

■対象となる事業の実施場所

東京都内

■対象となる分野及び事業内容

自ら実技体験を行う人が増えるための取り組みで、日常的にお稽古に通う人の拡充へとつなげていく入り口（きっかけ）となる事業

(1) 対象となる種目：日本の伝統芸能

- ・器楽（雅楽、箏・三味線、尺八、笛、能楽囃子、邦楽囃子等）
- ・歌いもの（箏曲・地歌、長唄、小唄等）
- ・語りもの（各種浄瑠璃、平家、琵琶楽、謡曲等）
- ・演劇（能・狂言）
- ・舞踊（日本舞踊）

(2) 対象となる事業内容：次のアからウの要件を全て満たす事業

- ア 実際に楽器を演奏したり、舞踊や演技等を実地に行ったりする実技体験を中心とする事業であること
※体験する伝統芸能の種目は、ひとつに限る必要はありません。また、伝統芸能の実技体験だけでなく、講座やワークショップ、鑑賞等が含まれていても構いません。（ただし、事業内容の重心が実技体験よりも鑑賞等に置かれている場合は、当助成プログラムの対象事業とはなりません。）
- イ 単発的な体験ではなく、ひとりの参加者が一定期間、複数回にわたって体験できる仕組みがあること
なお、当該分野の伝統芸能を体験したことのない人でも参加することができること
- ウ 参加者は、広く一般に向けて募ること

■助成金額（補助率と申請上限額）

助成対象経費の合計額の 2 分の 1 以内で、かつ 100 万円を上限額とします。

※助成金額は、当助成プログラムの基本方針や予算額等を総合的に判断して算定するため、申請額に満たない場合があります。

■審査の観点

(1) どのような体験者を対象と想定し、対象者に応じた工夫をしているか、初めての人でも参加し易く、助成対象事業の終了後も日常的にお稽古に通ってもらえるきっかけづくりとなっているか、(2) 広報について、区市町村のネットワークを活用するなど、申請団体や当該種目の業界内の通常の広報活動の枠を超えた広い取り組みができていないか、(3) 事業計画、資金計画、実施体制が適正かつ合理的であり、経理事務、進行管理を適切に行うことができるか、の観点をどれだけ満たしているかを判断して総合的に審査します。

※各プログラムの詳細は公募ガイドラインをご覧ください。

下記ウェブサイトからダウンロードできます。

www.artscouncil-tokyo.jp

●アーツカウンシル東京

世界的な芸術文化都市東京として、芸術文化の創造・発信を推進し、東京の魅力を高める多様な事業を展開しています。新たな芸術文化創造の基盤整備をはじめ、東京の独自性・多様性を追求したプログラムの展開、多様な芸術文化活動を支える人材の育成や国際的な芸術文化交流の推進等に取り組みます。

<本リリースに関するお問い合わせ>

公益財団法人東京都歴史文化財団 アーツカウンシル東京 広報担当：糸園、圓城寺

TEL：03-6256-8432 E-mail：press@artscouncil-tokyo.jp